

令和3年度入間東部障がい者相談支援センター事業計画(案)

はじめに

障害児者等が地域において希望する生活を維持・継続できるよう、障害福祉サービスの利用支援や生活・就労面等、様々な支援が求められています。そのため、個別の課題等に対し適切な情報提供や対応を行えるよう取り組みます。中でも、障害者等の重度化・高齢化や親亡き後に備えると共に、入所施設や病院からの地域移行を進めるための支援（地域生活支援拠点等の整備）については、受託富士見市障がい者基幹相談支援センターの役割として取り組む必要があります。

また、相談支援を行う中で確認される地域課題等については、会議等を通し地域の関係機関と共有し、改善に向けた取り組みを目指します。

支援の実施については、新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めると共に、感染拡大による生活・就労面等への影響について利用者に確認し、出来るだけ必要な支援を行えるよう取り組みます。

基本方針

- (1) 利用者等の意思及び人格を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、常に利用者の立場に立って支援を行うよう努めます。
- (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 多種多様な相談に適切に対応できるよう職員の相談支援専門員としての資質の向上に努めます。
- (4) 支援の質を高め地域の福祉に貢献するため、障害福祉サービス事業所、各種の専門機関及び、相談支援事業所との協力関係を深め、連携した支援体制を築きます。

1 支援の充実を図ります

(1) 特定相談支援事業

ア 計画相談支援

- (ア) 利用者の心身の状況その他諸事情を勘案し「サービス等利用計画」を作成します。
- (イ) 継続サービス利用支援（サービス等利用計画が適切であるかどうかについて、モニタリング期間ごとにサービス等の利用状況を検証し、必要に応じ利用計画の見直し等を行います。）

イ 基本相談支援

(ア) 地域の障がい者等とその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

(イ) 市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整等（サービス利用支援に関するもの以外）を行います。

(2) 障害児相談支援事業

ア 障害児支援利用援助

障害児通所支援の申請手続において、障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者の意向等を踏まえて「障害児支援利用計画」を作成します。

イ 継続障害児支援利用援助

利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

(3) 受託相談支援事業

ア 富士見市障がい者相談支援センター業務

生活の中の様々な相談を受け、行政や専門機関と連携して支援を行います。

イ 富士見市障がい者基幹相談支援センター業務

(ア) 地域の相談支援体制の強化の取組

市内相談支援事業所連絡会等を実施します。

(イ) 地域移行・地域定着の促進の取組

医療や保健・福祉機関、地域住民等と連携して支援を行います。

(ウ) 権利擁護及び虐待防止の取組み

障がい福祉課等と連携して支援を行います。

(エ) その他

地域生活支援拠点等の事業（緊急時対応等）が開始されたため、地域の支援機関と連携・役割分担等を協議し、基幹相談支援センターで実施すべき対応について検討します。

ウ 富士見市障がい者就労支援センター業務

(ア) 就労態勢を整えるための支援

職業評価や訓練機関・事業所等の情報提供や利用支援等を行います。

(イ) 求職活動に関する支援

就労支援事業所や職業安定所、就業・生活支援センター、県の就労支援機関等と連携して就職のための支援を行います。

(ウ) 就職時や就職後の職場定着のための支援

必要に応じ職場を訪問し、安定した就労を継続するため、職場との調整や相談支援等を行います。

(エ) その他

就労に関する生活面等で必要な支援を実施します。

2 円滑な運営管理と業務の推進を図ります

- (1) 関係自治体と協力し、地域の実情に応じた事業運営に努めます。
- (2) 事業所情報の開示については、パンフレットやホームページ等の媒体を活用して実施します。
- (3) 適切な相談支援を実施するため、関係会議や研修等に積極的に参加し、情報収集や専門知識の習得に努めます。
- (4) 利用者に不利益となる対応を避けるため、支援内容等については、協議会や関係機関・専門職を交えた事例検討等の機会を通じ常に支援内容の改善を図ります。
- (5) 苦情解決体制について利用者等に周知を図り、利用者の権利擁護に努めます。

3 地域との連携を図ります

- (1) 行政、地域の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、専門支援機関等との連携を図り、社会資源の改善に努めます。
- (2) 地域住民への障がいについての理解啓発に関する活動に協力します。
- (3) 相談支援事業所のネットワークを構築するための会議等に積極的に参加し、支援体制の強化に取り組みます。
- (4) 地域の関係諸団体との交流や、活動への参加を積極的に行い、障がい者支援と地域福祉の推進に協力します。